第三十条の二第一項第一号の二	又は	及び
第三十条の二第二項第一号の二	又は	及び
［略］	［略］	［略］
第四十二条第一項第六号	イ及びロ	イ
第四十四条第一項第二号	又は	及び
［略］	［略］	［略］
第五十八条第一項第六号	イ及びロ	イ
第六十条第一項第一号の二	又は	及び
［略］	［略］	［略］

（退職年金の決定の請求）

第百二十八条　退職年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者（法第九十二条又は第九十三条に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

［二～十一　略］

［2～4　略］

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第百二十九条　法第九十二条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

［二～六　略］

［2・3　略］

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第百三十条　法第九十三条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

［二～五　略］

［2～4　略］

［同上］	［同上］	［同上］
第四十二条第一項第六号	イ及びロ	イ
［同上］	［同上］	［同上］
第五十八条第一項第六号	イ及びロ	イ
［同上］	［同上］	［同上］

（退職年金の決定の請求）

第百二十八条　［同上］

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

［二～十一　同上］

［2～4　同上］

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第百二十九条　［同上］

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

［二～六　同上］

［2・3　同上］

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第百三十条　［同上］

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

［二～五　同上］

［2～4　同上］